

法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-27

無国籍船舶に対する国家管轄権適用の妥当性
と限界

MORITA, Akio / 森田, 章夫

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費補助金研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

5

(発行年 / Year)

2011-05

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5 月 27 日現在

機関番号 : 32675

研究種目 : 基盤研究 (C)

研究期間 : 2008~2010

課題番号 : 20530041

研究課題名 (和文) 無国籍船舶に対する国家管轄権適用の妥当性と限界

研究課題名 (英文) Validity and Limitation of State Jurisdiction over Vessels without Nationality

研究代表者

森田 章夫 (MORITA AKIO)

法政大学・法学部・教授

研究者番号 : 30239652

研究成果の概要 (和文) :

「無国籍船舶」に対する規定を置く条約の先例として、海賊問題を中心とする研究が成果となつた。特に、普遍的管轄権の根拠が、「海上交通(往来)の一般的安全」の保護であることを精密に実証した。

この過程で、この管轄権行使の根拠として、(1) 「授權」 (authority) 不存在要件説、(2) 海賊は、いずれの国家の規制にも服さない海の「無法者」ないし「法外者」 (outlaw) であることを根拠とする学説があり、前者については、国連海洋法条約上、「私有の船舶」 要件の問題であり、後者については、普遍的管轄「権」を規範的には肯定できないことが明かとなつた。

研究成果の概要 (英文) :

Present author has made researches and remarkable accomplished achievements, mainly on piracy problems as a precedent of recent treaties on vessels without nationality. Most important is that it is legally and precisely proven that, among several theories, security of international maritime commerce is most appropriate legal reason of universal jurisdictions against piracy. In that research process, (1) absence of "authority" doctrine, or (2) piracy as stateless "outlaws" doctrine, both are criticised. It is because the former reasoning is now reflected in the condition of "private ships," the latter cannot legally justify universal jurisdictions as "legal right".

交付決定額

(金額単位 : 円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野 : 国際法

科研費の分科・細目 : 法学・国際法学

キーワード : 国際法、海洋法

1. 研究開始当初の背景

国際社会において、近時、麻薬取引、密入国、密漁、大量破壊兵器輸送等をめぐって、無国籍船による違法行為とそれへの対応が、極めて大きな問題になっている。このような背景から、本研究は、無国籍船舶への国家管轄権行使の、国際法上の妥当性と限界を明らかにすることを目的とするものであった。

2. 研究の目的

そもそも船舶の国籍の付与に関しては、国際法は各国に大幅な裁量を与えており、一旦、特定の国が当該船舶に国籍を付与した場合には、第三国がそれを争うのは、極めて困難なのが現状である。他方、船舶が国籍を取得しないことは、各国が入港の際に船籍の確認を通常は条件としていることもあるって入港の阻害となり、また、保護を頼みとする国もなくなってしまう。以上のような状況から、無国籍船舶は、伝統的には極めて希な現象であったと言えよう。

しかしながら、違法行為の遂行に用いられる船舶について、無登録・無国籍の船舶が利用されることが近時、極めて頻繁に見られることとなった。その嚆矢となったのが、麻薬取引、それに引き続いて、密入国問題である。その最大のターゲットであったこともあって、米国は国内法、二国間条約により、その対応を積極的に図ってきたのであった（1970～80年代）。さらに、その後、無国籍船舶の問題は、特に、国連海洋法条約の排他的経済水域設定により大幅にその範囲を狭めた公海漁業問題につき、顕著に現れることとなった（いわゆる IUU 漁業問題）。さらには、9. 11同時多発テロ事件以降、大量破壊兵器と関連物資等の運搬につき、無国籍船舶が利用されるのではないかという懸念が、米国

を中心にして、国際社会でも問題となってきた。また、近年、日本の鯨類捕獲調査船舶日新丸と乗組員に加害行為を行った、NGO シェーパード所属のファーレイ・モーワット号が、犯行当時無国籍船舶であったことも、改めて、この問題の深刻さを日本に知らしめたのである。

このように、様々な分野において、無国籍船舶による違法行為が、国際社会において深刻な問題となっているのである。そのため、これらの法的問題について、理論的・実証的な研究を行うことが必要とされたのである。

3. 研究の方法

従来の国家実行の蓄積とその問題点の整理を行った。

（1）米国国家実行

対象となるのは、主として、米国の国家実行であり、麻薬取引の防止と、密入国の防止、漁業取締、大量破壊兵器・資材等の輸送規制である。具体的には、以下の通りである。

- ① 米国国内法 上記の関連国内法は、多岐にわたり、特に、麻薬取引の防止に関しては、数度にわたる、国内法改正が行われている。そのため、それぞれの立法（改正）の趣旨と意義が問題となる。
- ② 米国国内判例 「無国籍船舶」に関する、いくつかの代表的な国内判例を検討した。
- ③ 米国締結の二国間条約 無国籍船舶の規制に関する協力として、様々な二国間条約が締結されている。これらは、特に無国籍かどうかの認定の際に重要であると共に、国内法上の管轄権行使の基盤をもなしており、重要である。それぞれの条約についての意義を検討した。

また、同様の手法を、主要先進国の各國

内法につき行うことが重要である。特に、英國も同様の国内法整備を進めており、重要な検討対象である。

(2) 多数国間条約

各多数国間条約の無国籍船舶に関する国際法上の対応に関し、特に起草経緯を検討する必要がある。

特に力点を置く点としては、海上航行との関係、すなわち、海洋法上の問題である。

具体的には、以下のような問題に関して、十分な時間を掛けて検討する必要がある。すなわち、起草経緯、事後の国家実行として、各国内法の整備状況、学説状況の整理である。

① 国連海洋法条約

同条約は、以下の規定を持ち、その意義と射程が問題となる。

「第110条 1 条約上の権限に基づいて行われる干渉行為によるものを除くほか、公海において第九十五条及び第九十六条の規定に基づいて完全な免除を与えてられている船舶以外の外国船舶に遭遇した軍艦が当該外国船舶を臨検することは、次のいずれかのことを疑うに足りる十分な根拠がない限り、正当と認められない。

・・・

(d) 当該外国船舶が国籍を有していないこと。」

② 2000年「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（移民密入国防止議定書）」
同条約は、以下の規定を持ち、その意義と射程が問題となる。

「締約国は、船舶が、海路により移民を密入国させており、かつ、国籍のない船舶又は国籍のない船舶とみなすことができる船舶と疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、当該船舶に乗船し、及びこれを検査することができる。」とした上で、「当該締約国は、疑いを裏付ける証拠が発見された場合には、関連する国内法及び国際法に従って適当な措置をとる。(下線筆者)」、と規定している（第8条7項）。

③ 「国連公海漁業協定」

同条約は、以下の規定を持ち、その意義と射程が問題となる。

「公海上の漁船が国籍を有していないことを疑うに足りる合理的な根拠がある場合には、いずれの国も、当該漁船に乗船し、及びこれを検査することができる。証拠が十分である場合には、当該国は国際法に従って適当な措置をとることができる。」、と規定している（第21条17項）。

4. 研究成果

資料の収集と研究に極めて大きな時間を割いた。全体として、ひとつのまとまった論文として公表したわけではないが、研究成果は、下記の雑誌論文、学会発表、図書に、十分反映されている。内容的に、注目すべき点だけを簡単に紹介すると、以下の通りである。

まず、米国の、評者によっては「一方的国内措置」とも呼び得たであろう行為は、その後、2国間条約、さらには、部分的には、多数国間条約にも反映されるというダイナミズムを検討できたことである。特に、旗国主義の例外としての「干渉行為」を規定する多数国間条約の存在については、体系書における研究代表者の分担部分にも反映されている。

次に、「無国籍」船舶問題の嚆矢とも言えるであろう、海賊問題について、「無国籍」ないしは、「無国籍性」を根拠とする妥当性を批判的に検討し、その限界を詳細に明らかにしたことである。具体的には、以下の通りである。

特に、本研究との関係で注目すべきは、海賊取締に対する普遍的管轄権の根拠をどのように捉えるかという点である。これに関し、国籍喪失説や、海賊は、いずれの国家の規制にも服さない海の「無法者」ないし「法外者」(outlaw)であり、それゆえいずれの国家もこれを保護する利益を持たないため、公海上で海賊に遭遇したいずれの国家の艦船が取締を行っても、国家間紛争が生じないことを根拠とする学説等が近時でも有力に唱えられたためである。まさに、法的または事実上の無国籍船舶の規制との異同が問題となつたのである。

資料・文献の丹念な分析の結果、以下の結論が得られた。まず、本研究は、国連海洋法条約が臨検しか認めない「無国籍」船舶と、あらゆる管轄権を普遍主義に基づいて認める海賊行為の取締との異同を重要と見るものであった。それを受け、19世紀以来の膨大な学説の分析に加えて、国連海洋法条約と先行する公海条約の規定方式・起草経緯をも含めて厳密に考察した結果、そのような船舶については、外交的保護権を「事実上」否定できるにとどまり、権利・権限としての普遍的管轄「権」を規範的には肯定できない点に問題を残すことが明かとなった。すなわち言い換えれば、事実上の「国籍性の喪失」という以上に、海賊行為の抑止・鎮圧を積極的に正当化する実体上の法益を論証することこそが、海賊取締に関して、権利・権限としての普遍的管轄権の根拠として必要であると考えられ、その意味でも、「海上交通の一般

的安全」法益こそが、歴史的に見ても、規範的に見ても、その要求に応えられるものであることを明かにした。このことは、他の国連海洋法条約以外の条約規定を検討する際にも、基礎理論として、極めて重要と考えられるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計3件）

①森田章夫、政府の非商業的役務にのみ使用される船舶の免除、査読無、海洋権益の確保に係る国際紛争事例の研究、第3号、2011、pp. 15-31

②森田章夫、在日米軍に対する検査の国際法的検討－軍艦乗組員を対象とする管轄権配分の規制と態様をめぐって－、査読無、海洋権益の確保に係る国際紛争事例の研究、第2号、2010、pp. 14-32

③森田章夫、海賊行為と反乱団体－ソマリア沖「海賊」の法的性質決定の手がかりとして－、査読無、海洋権益の確保に係る国際紛争事例の研究報告書、第1号、2009、pp. 44-58

〔学会発表〕（計1件）

①森田章夫、国際法上の海賊（*Piracy Jure Gentium*）に対する国家管轄権の適用－国連海洋法条約の妥当性と限界－、国際法学会、2010年10月9日、神奈川大学

〔図書〕（計4件）

①森田章夫、他、国際法委員会における作業方法の問題点－国家責任条文を例として－、村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会』、2011、79、90

②森田章夫、他、有斐閣、国際法 第2版、

2011、400

③森田章夫、他編、有斐閣、講義国際法 第2

版、2010、584

④森田章夫、他、係争海域における活動の国

際法上の評価－日中・日韓間の諸問題を手が

かりとして－、三省堂、山本草二編『海上保

安法制』、2009、387、 407

6. 研究組織

(1)研究代表者

森田 章夫 (MORITA AKIO)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30239652

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし